

令和8年度所沢市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度所沢市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	163,046戸
(2) 年間処理水量	36,500,000m ³
(3) 一日平均処理水量	100,000m ³
(4) 主要な建設改良事業	
下水道管渠布設及び更新事業	1,625,462千円
施設整備改良事業	450,487千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		
第1項 営業収益		6,834,737千円
第2項 営業外収益		5,362,880千円
		1,471,857千円
	支	出
第1款 下水道事業費		
第1項 営業費用		6,552,420千円
第2項 営業外費用		6,195,812千円
第3項 予備費		346,608千円
		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,597,052 千円は過年度分損益勘定留保資金 1,846,513 千円、当年度分損益勘定留保資金 430,042 千円、過年度分消費税資本的収支調整額 121,776 千円及び当年度分消費税資本的収支調整額 198,721 千円で補てんするものとする。)。

	収	入
第 1 款 資本的 収入		2,210,054 千円
第 1 項 企業債		1,631,800 千円
第 2 項 固定資産売却代金		19 千円
第 3 項 負担金		282,514 千円
第 4 項 補助金		294,009 千円
第 5 項 長期貸付金償還金		1,712 千円

	支	出
第 1 款 資本的 支出		4,807,106 千円
第 1 項 建設改良費		3,716,746 千円
第 2 項 企業債償還金		1,084,360 千円
第 3 項 長期貸付金		6,000 千円

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	下水道管渠布設事業 (最終処分場周辺地区下水管布設工事)	188,100 千円	8	101,200 千円
				9	86,900 千円

(債務負担行為)

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
ウォーターPPP実施方針作成及び事業者選定支援業務委託料	令和9年度まで	22,000千円
令和9年度開始前に契約事務を行う業務 (委託料・賃借料)	令和9年度まで	契約により決定した額

(企業債)

第 7 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	1,180,300 千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 機構資金について、利率の 見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件に より、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは 繰上償還又は低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	451,500 千円			
計	1,631,800 千円			

(一時借入金)

第 8 条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 9 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用
- (2) 建設改良費、企業債償還金及び長期貸付金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 10 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	7 0 3, 7 6 9 千円
(2) 交 際 費	5 0 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 11 条 たな卸資産の購入限度額は、9, 0 4 6 千円と定める。

令和 8 年 2 月 18 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊